

「お知らせ」

2022年3月14日
一般社団法人電波産業会

「一般社団法人電波産業会照会相談業務規程」の一部改正の認可について
(照会相談業務手数料の一部変更)

平素より、照会相談業務をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

一般社団法人電波産業会は、「一般社団法人電波産業会照会相談業務規程」の一部改正について、2022年2月22日付で総務大臣への認可申請を行っていましたが、2022年3月10日付で総務大臣の認可を受けました。

一部改正の概要等は、以下のとおりです。

1. 主な改正点等

(1) 改正要旨

照会相談業務は、電波法令において業務の実施方法及び手数料等に関して業務規程を定め総務大臣の認可を受けています。この認可基準において、将来3年間の需要見込み及び業務実施に必要な経費等に基づき算定して手数料を定めることとされています。

今般、2022年度からの3年間について、各業務内容の稼働実績に基づき算定したところ、一部の手数料について改正が必要となったものです。

現在の手数料は、2002年の認可以降、据え置いてきたものです。

(2) 改正内容

照会相談業務手数料の一部について、下表のとおり改正します。

業 務	照会相談業務の検討内容	現 行	改 正
電通 マイクロ回線	使用可能周波数の選定 双方向	16万円	20万円
放送 マイクロ回線	回線設計及び混信計算 片方向	9万円	11万円
	使用可能周波数の選定 片方向	12万円	14万円
電通 衛星回線	回線設計（伝搬路設計）	3万円	5万円
	回線設計（伝搬路設計及び品質評価）	6万円	8万円
電通 周波数共用調整	携帯電話基地局と地球局の混信計算	13万円	8万円
伝搬障害計算	クリアランス計算及び投影図作成	2万円	8万円

2. 施行日

施行日以降のお申し込みについては、改正手数料が適用されます。

- (1) 周波数共用調整 2022年4月1日
- (2) (1) 以外の業務 2022年6月1日

3. 問い合わせ先

一般社団法人電波産業会 利用促進部

※ 当会ホームページ（照会相談業務のページ）に記載している各業務のメールアドレスへお問い合わせください。

（当会では、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からテレワーク等を実施しております。

電子メールによりお問い合わせいただきますよう、ご協力をお願いします。）